

看護師による特定行為の包括同意についてのお願い

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める 38 行為となっています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実践可能な診療の補助行為であり、『**特定看護師**』といます。特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんの近くいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速に提供することにあります。

特定行為の実施について

当院では、この研修を修了し、更に病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、1 行為の特定行為を実施しています。

現在当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器関連（長期呼吸療法）	気管切開チューブ交換

特定行為実施に対する同意について

上記にお示しした特定行為実施へのご協力に関しましては、包括同意をもって、ご了承頂いたものと判断させていただきます。ご同意頂けない場合は、当該病棟の看護師長または患者支援センターまでお申し出ください。ご同意頂けない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報につきましても、適切に管理致します。

特定行為の実践に関して、ご質問・ご意見やご相談がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へ、お気軽にお尋ねください。また医療安全担当者においても、対応しております。ご理解とご協力をお願い致します。

問い合わせ窓口

宮崎医療センター病院 TEL：0985-26-2800

医療安全担当者：関屋